

概要版



第3期 石岡市子ども・子育て 支援プラン

令和7(2025)年度～
令和11(2029)年度

令和7年3月
石岡市

計画策定の目的

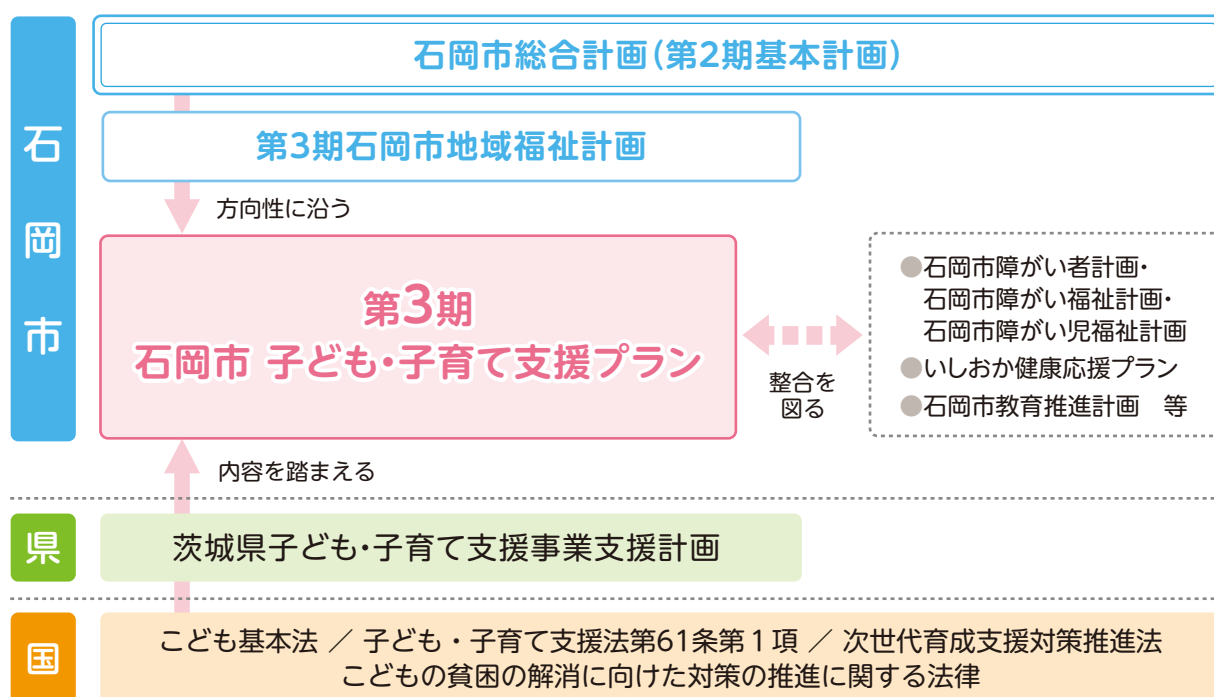


本市では、平成27(2015)年度に「石岡市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市内の待機児童問題解消に向けた教育・保育施設の整備や支援制度・体制の整備のほか、各種子育て支援施策の取組を計画的に推進してきました。その5年後、令和2(2020)年3月に「第2期石岡市子ども・子育て支援プラン」を策定し、取組内容の見直しを図ってきました。第2期計画が令和6(2024)年度で計画期間を満了することから、引き続き石岡市の子育て環境の充実に向けた取組を推進するために、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度の5年間の計画期間とする「第3期石岡市子ども・子育て支援プラン(以下、「本計画」という)」を策定するものです。

計画の性格と位置づけ



本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた推進計画」の役割を内包するものとし、県の子ども・子育て支援事業支援計画を踏まえ、市の各種計画等との整合・連携を図ったものとしします。



計画の期間



本計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行い、新たに次期5年間の計画を策定します。



計画の基本理念



本計画では、こども・子育て社会のまんなかにいる“こども”と、子育て家庭が輝くことのできる新しい未来を築いていくことを目指します。そのためには、子育て環境の充実を地域で共に創っていくことを意識した人づくり、地域づくりを基盤においた計画を策定し推進します。また、こどもと子育て家庭がライフステージの段階に応じた、切れ目のない支援を十分に受けられる体制づくりに努めるとともに、こどもたちと子育て家庭を取り巻く多種多様で、かつ多岐にわたる課題や困難と不安、悩みごとの改善や解消に向けた支援プランを充実させ、誰一人取り残さない安心・安全なまちづくりの推進を目指します。

基本理念

こどもと子育て家庭が輝く地域共創の未来づくり

～ライフステージを軸にした誰一人取り残さない支援プラン～

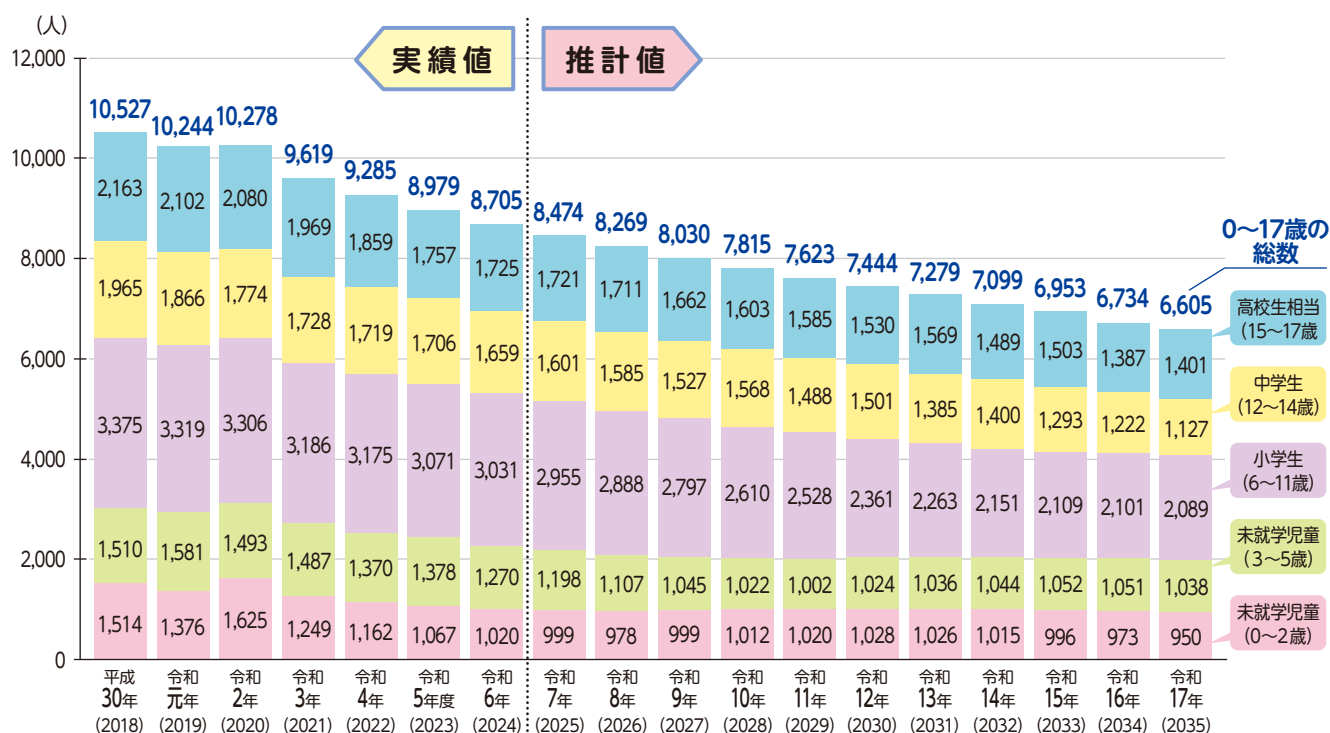
本市の子どもの将来人口推計



市の総人口は、平成24(2012)年以降ゆるやかな減少傾向で推移しており、令和5(2023)年に70,954人となっています。

また、コーホート変化率法による将来人口推計では、令和7(2025)年の0～17歳の子どもの数は8,474人で、本計画の満了期にあたる令和11(2029)年には7,623人となる予測です。

0～17歳の年齢区分別の将来人口推計 ▶▶▶



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在
令和7(2025)年以降の値はコーホート変化率法による推計



ライフステージごとの支援プラン

1

基本目標

誕生前から幼児期までの支援を充実します

こどもの誕生前から妊娠期、出産、幼児期までの保護者とこどもが、安全かつ健康に過ごせるよう、保健と医療などの切れ目のない支援を充実します。

また、幼児教育と幼児保育が全てのこどもたちにいきわたるよう、質と量の提供に努めます。

施策内容	主な取組
1 母子保健事業・小児医療やこどもの健康増進の充実	①乳幼児健康診査(集団)／②予防接種事業 ③いしおか出産子育てサポート事業【新規】 など
2 教育・保育サービスの充実	①時間外(延長)保育事業／②休日保育事業 ③教育・保育サービスの質の確保 など
3 特別な配慮を必要とするこどもへの支援	①障がい児保育事業 ②幼児教育相談「ひまわり」
4 人材確保事業と質の向上	①人材の確保及び質の向上等に対する支援 ②保育士等に対する後方支援の充実

2

基本目標

就学後以降のこどもへの支援を充実します

就学後の小学校児童、中学校生徒、及び高校生相当以降のこどもたちが、心身ともに健全に育つよう、こどもたちが過ごす主要な場である学校や遊び場、放課後児童クラブ等の安全かつ安心な環境づくりと質の向上に努めます。

また、悩みや不安を抱えるこどもたちに対して、適切な支援や安心して過ごせる環境づくりの整備に取り組みます。

施策内容	主な取組
1 学童期・思春期の保健対策	①思春期健康教育事業／②学校教育における性教育の充実 ③学校給食の普及・充実、食育の推進【新規】 など
2 学校教育環境の充実	①外国語指導助手事業／②情報教育の推進 ③学校におけるいじめ防止等に対する対策 など
3 自然環境・伝統文化へのふれあいの機会の提供	①地域に愛着を育む取組み／②ふるさと学習推進事業 ③環境学習の推進
4 こどもの遊び場・催し・交流の場・居場所の充実	①放課後児童健全育成事業(放課後子ども総合プラン) ②多世代間交流の推進 など
5 青少年の健全な育成のための支援	①市民活動団体の活動支援／②環境浄化活動 ③社会体育団体活動支援事業 など

ライフステージによらず行う支援プラン

3

基本目標

課題や困難を抱えるこどもや家族への支援体制を整備します

発達を含めたこどもの障がい、いじめ、不登校、虐待、ネグレクト、ヤングケアラー、生活困窮など、こどもたち自身が抱える悩みや不安に起因する心身の負担と負荷に対する適切なサポート環境の整備を充実していきます。また、そうしたこどもたちの保護者や家族が抱えている課題や困難に対しても、適切な支援へスムーズにつながられるよう、親身に寄り添ったサポートや、支援へのきっかけづくりとなる声かけなどに努めます。

施策内容		主な取組
1	障がい児のいる家庭への支援	①療育指導事業／②教育活動指導員配置 ③障がい児の早期発見・早期対応 など
2	児童虐待に対する防止対策の充実	①児童虐待の防止対策の周知 ②児童虐待の発生予防・早期発見
3	生活困窮家庭とそのこどもへの支援 ＜石岡市こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画＞	①生活困窮者のこどもに対する学習支援事業 ②就労準備支援事業／③家計改善支援事業
4	いじめ、不登校、悩みや不安を抱えるこどもへの支援	①教育相談室「あすなろ」 ②サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業
5	権利に関する普及啓発	①学校教育における人権教育の推進 ②人権啓発活動の実施

4

基本目標

子育て当事者への支援を強化します

共働きで、子育てや家族の世話など心身に余裕がなくなっている保護者及び子育て当事者が、安心して子育てができるよう各種制度の活用周知や支援メニューの充実を推進します。

施策内容		主な取組
1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	①多子世帯保育料軽減事業／②小学校入学祝品給付事業 ③小中学生の給食費免除【新規】 など
2	家庭（祖父母等の親族含む）の教育力・教育力向上と育児参加の促進	①家庭教育学級／②各種事業・おはなし会の実施 ③石岡市公民館講座預かり事業 など
3	悩みや不安を抱える子育て家庭への支援	①家庭相談事業／②子育て支援講座の実施 ③訪問型家庭教育
4	ひとり親家庭への支援	①母子・父子自立支援事業／②母子・父子家庭医療費助成 ③母子父子世帯入学祝品支給事業 など
5	共働き・共育てへの支援	①男性のための子育て（家事）講座の開催 ②働き方の見直し／③就労に関する情報提供 など

5

基本目標

地域の子育て環境を整備します

こどもとその家族が安全・安心に過ごすことができるよう、道路や歩道をはじめとした生活環境の整備に努めます。また、日々の子育て環境に重要な交通手段や公園、施設などの整備についても検討し、より暮らしやすい、子育てしやすいまちづくりを推進します。

施策内容		主な取組
1	こどもや子育て家庭にやさしい環境の整備	①こどもの遊び場維持管理事業／②公園の整備・維持管理 ③公共施設の開放／④赤ちゃんの駅の整備・促進
2	こどもが安心して過ごせる環境の整備	①交通安全教室の実施／②石岡市自転車用ヘルメット購入支援【新規】／③交通安全施設整備 など
3	事業者、支援団体への支援	①子育てサークルとの連携・協力 ②ボランティア活動促進事業

支援プラン全体に関わる取組

子育て支援体制構築のための取組を推進します

本市では、子育て支援体制構築に向けた施策全体に関わる取組として、「子育てしやすいまちづくりに向けた全市的な取組の推進」、「子育て情報発信の充実」の2点に力を入れて計画を推進します。

施策内容		主な取組
1	子育て情報発信の充実	①子育てガイドブックの作成・配布 ②石岡市子育て応援ポータルサイト「てとて」の充実
2	子育てしやすいまちづくりに向けた全市的な取組の推進	①一般事業主行動計画の情報提供



教育・保育に係る量の見込みと確保の方策



子ども・子育て支援法の規定に基づく本市の教育・保育提供区域は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、地域特性などを総合的に勘案し石岡市全域を提供区域とします。

また、教育・保育を必要とする子どもの数及び市の受入許容数をそれぞれ「量の見込み」、「確保の方策」とし、1～3号認定別に設定します。

教育・保育施設の量の見込みと確保方策 ▶▶▶

認定区分	年 齢	主な利用施設	令和11年度(2029)	
1号認定	3～5歳	幼稚園、こども園(幼稚園部分)	量の見込み	190人
			確保の方策	318人
2号認定		保育所(園)、こども園(保育所(園)部分)等	量の見込み	617人
			確保の方策	629人
3号認定	0歳	保育所(園)、こども園(保育所(園)部分)等	量の見込み	107人
			確保の方策	115人
	1歳		量の見込み	169人
			確保の方策	176人
	2歳		量の見込み	200人
			確保の方策	206人

地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策



本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、石岡市全域を提供区域とします。また、国の基本指針等を踏まえ、提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、各事業の利用量に対する十分な確保の方策を設定します。

地域子ども・子育て支援事業の確保の方策 ▶▶▶

事 業	事業内容	令和11年度(2029)	
利用者支援事業 (基本型)(特定型) (こども家庭センター型)	子育て家庭等から身近な場所で相談を受け、個別のニーズに合わせた寄り添い型の支援を実施します。	量の見込み	各1か所
		確保の方策	各1か所
地域子育て支援 拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業です。	量の見込み	35,000人回
		確保の方策	35,000人回
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や検査計測及び保健指導を実施します。	量の見込み	400人
乳児家庭 全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	量の見込み	400人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の支援を確保します。	量の見込み	20人
		確保の方策	20人
子育て世帯 訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みの傾聴や家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。		
児童育成支援 拠点事業	家庭や学校に居場所のないこどもたちに対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。		
親子関係形成 支援事業	こどもとの関わり方などに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。令和4(2022)年の児童福祉法改正により新たに事業として創設されました。		

事業	事業内容		令和11年度(2029)	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	児童の保護者が疾病や出産、学校の行事への参加などの理由で、こどもの養育が一時的に困難になり、養育する人がいないこどもを預かります。		量の見込み	7人日
			確保の方策	10人日
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する人と、当該援助を希望する人の相互援助活動を行う事業です。		量の見込み	200人
			確保の方策	200人
一時預かり事業 (幼稚園型)	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳児または幼児について、保育所(園)、認定こども園、その他の場所で預かる事業です。		量の見込み	4,829人日
確保の方策			4,829人日	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)			量の見込み	712人日
			確保の方策	712人日
延長保育事業	保育認定を受けたこどもに対して、通常の利用日、利用時間帯以外の日、時間で、認定こども園、保育所(園)等において保育を実施する事業です。		量の見込み	464人
			確保の方策	464人
病児保育事業、 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	児童の病気が回復期にあり、かつ集団保育が困難な時期において、医療機関や保育所(園)等に付設された専用スペース等において一時的に保育を行う事業です。		量の見込み	10人日
			確保の方策	11人日
放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に学校の余裕教室、児童クラブ専用施設等を利用して、遊びを主とした児童の健全育成及び適切な生活指導を行い、児童の福祉の向上を図る事業です。		量の見込み	1,014人
			確保の方策	1,014人
	学年別	1年生	量の見込み	262人
		2年生	量の見込み	247人
		3年生	量の見込み	204人
		4年生	量の見込み	151人
		5年生	量の見込み	92人
		6年生	量の見込み	58人
妊婦等包括相談 支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに事業として創設されました。		量の見込み	400人
			確保の方策	400人
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所(園)等に通っていない0歳6か月～2歳の乳幼児を対象に、就労要件を問わず月一定時間まで預かる事業です。令和6(2024)年の子ども・子育て支援法改正により新たな事業として令和7(2025)年度に制度化され、令和8(2026)年度から新たな給付制度として実施する必要があります。			
産後ケア事業	生後1歳未満の乳児とその母親に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。令和6年の子ども・子育て支援法改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。		量の見込み	95人
実費徴収に係る 補給付を行う事業	無償化に伴う認定こども園の給食費(副食費)の実費徴収による新たな保護者負担の発生を回避するため、世帯の所得状況等を勘案して、副食費実費分の全部または一部を助成する事業です。国の制度に基づき事業を実施します。			
多様な事業者の 参入促進・ 能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。アドバイス等により新規事業者の参入を促すとともに、良質な保育事業者の選定などに留意していきます。			



第3期石岡市子ども・子育て支援プラン【概要版】

発行・編集：石岡市子育て健康部こども未来課

〒315-8640 茨城県石岡市石岡一丁目1番地1 TEL：0299-23-1111(代表)／FAX：0299-27-5835

ホームページ：http://www.city.ishioka.lg.jp/